

平成27年の建設業における労働災害発生状況について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

なかの とよむ
技術審査官 中野 響

1. はじめに

最近の労働災害の発生状況をみると、平成23年に死亡災害が1,024人を記録し（東日本大震災を直接の原因とするものを除く）、年1,000人を下回ることが実現しうる目標としてとらえられるようになりましたが、その後は増減を繰り返しています。厚生労働省では、第12次労働災害防止計画において、建設業における労働災害による死亡者数を平成24年の367人から平成29年までに20%以上減少させることを目標としており、この水準は1,000人を割り込む293人となります。

本稿では、平成28年1月7日現在の速報値でみた平成27年の労働災害発生状況と、建設業の労働災害防止に係る厚生労働省の施策についてご紹介します。

2. 平成27年の全産業及び建設業における労働災害の発生状況

(1) 休業四日以上之死傷災害の発生状況（表—1）

全産業における平成27年の休業四日以上之死傷者数（平成28年1月7日現在）は、労働者死傷病報告によると104,611人で、前年同期と比較して2,063人（1.9%）の減少となっています。

建設業においては、14,259人で、前年同期と比較して1,533人（9.7%）の減少となっています。

次に、建設業における休業四日以上之死傷災害について、前年に比べて事故の型で減少数の大きいものをみていきます。最も大きく減少しているのは、墜落・転落で、26年の5,465人から、27年は4,979人と486人（8.9%）減少しています。次いで、はさまれ・巻き込まれが1,785人から1,603人に182人（10.2%）、転倒が1,602人から1,426人に

表—1 休業四日以上之死傷災害発生状況（平成26年及び平成27年）

速報値（平成28年1月7日現在）

業種	平成27年（1月～12月）		平成26年（1月～12月）		対26年比較	
	死傷者数（人）	構成比（%）	死傷者数（人）	構成比（%）	死傷者数（人）	増減率（%）
全産業	104,611	100.0	106,674	100.0	-2,063	-1.9
建設業	14,259	13.6	15,792	14.8	-1,533	-9.7

（注） 1. 労働者死傷病報告より作成したものの。
2. 「-」は減少を示す。

表—2 業種・事故の型別休業四日以上死傷災害発生状況（平成26年及び平成27年）

速報値（平成28年1月7日現在）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・はさまれ・切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	無動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計	
全産業（27年）	18,152	23,141	5,076	5,908	2,064	4,714	13,335	7,742	239	29	2,470	448	96	53	51	74	7,100	94	12,474	1,126	225	104,611
全産業（26年）	18,578	23,729	5,107	6,240	2,112	4,726	13,932	7,951	242	40	2,569	407	110	85	46	80	7,214	87	12,182	987	250	106,674
全産業（増減）	-426	-588	-31	-332	-48	-12	-597	-209	-3	-11	-99	41	-14	-32	5	-6	-114	7	292	139	-25	-2,063
建設業（27年）	4,979	1,426	630	1,401	443	774	1,603	1,283	99	6	200	64	41	6	5	16	529	2	674	67	11	14,259
建設業（26年）	5,465	1,602	690	1,515	528	789	1,785	1,459	118	17	221	64	55	9	7	20	597	11	762	66	12	15,792
建設業（増減）	-486	-176	-60	-114	-85	-15	-182	-176	-19	-11	-21	0	-14	-3	-2	-4	-68	-9	-88	1	-1	-1,533

（注） 1. 労働者死傷病報告より作成したもの。
2. 「-」は減少を示す。

176人（10.9%）、切れ・こすれが1,459人から1,283人に176人（12.1%）減少しています（表—2）。

(2) 死亡災害の発生状況

全産業における平成27年の死亡者数（平成28年1月7日現在）は、死亡災害報告によると885人であり、前年同期と比較して84人（8.7%）の減少となっています。

建設業における死亡者数は310人で、前年同期と比較して49人（13.6%）の減少となっています（表—3）。

次に、建設業における死亡災害について、前年

に比べて事故の型で減少数の大きいものをみていきます。最も大きく減少しているのは墜落・転落で、146人から124人に22人（15.1%）減少しています。次いで、道路上の交通事故が43人から26人と17人（39.5%）、おぼれが26年の15人から4人に11人（73.3%）減少しています。

一方、高温・低温物との接触は6人から14人に8人（133%）、飛来・落下は18人から24人に6人（33.3%）、激突されが23人から27人に4人（17.4%）増加しています（表—4）。

表—3 死亡災害発生状況（平成25年～27年）

速報値（平成28年1月7日現在）

業種	平成27年（1月～12月）		平成26年（1月～12月）		平成25年（1月～12月）		対26年比較		対25年比較	
	死亡者数（人）	構成比（%）	死亡者数（人）	構成比（%）	死亡者数（人）	構成比（%）	増減数（人）	増減率（%）	増減数（人）	増減率（%）
全産業	885	100.0	969	100.0	955	100.0	-84	-8.7	-70	-7.3
建設業	310	35.0	359	37.0	324	33.9	-49	-13.6	-14	-4.3

（注） 1. 死亡災害報告より作成したもの。
2. 「-」は減少を示す。

表一 4 業種・事故型別死亡災害発生状況（平成26年及び平成27年）

速報値（平成28年1月7日現在）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・はさまれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	無理な動作・動作の反動	その他	分類不能	合計
全産業（27年）	234	32	4	51	64	62	125	2	0	23	37	21	11	4	1	10	176	3	0	16	9	885
全産業（26年）	247	16	5	51	55	89	149	4	2	35	16	17	15	12	4	9	217	4	0	21	1	969
全産業（増減）	-13	16	-1	0	9	-27	-24	-2	-2	-12	21	4	-4	-8	-3	1	-41	-1	0	-5	8	-84
建設業（27年）	124	10	0	24	19	27	33	2	0	4	14	5	8	1	0	6	26	0	0	3	4	310
建設業（26年）	146	8	3	18	28	23	36	3	1	15	6	6	9	2	0	5	43	1	0	6	0	359
建設業（増減）	-22	2	-3	6	-9	4	-3	-1	-1	-11	8	-1	-1	-1	0	1	-17	-1	0	-3	4	-49

(注) 1. 死亡災害報告より作成したもの。
2. 「-」は減少を示す。

(3) 重大災害の発生状況

全産業における平成27年の重大災害（一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は罹病した災害事故）の件数（平成28年1月7日現在）は、重大災害報告によると250件であり、前年同期と比較し

て4件（1.6%）の減少となっています。

建設業においては、102件発生しており、前年同期と比較して13件（11.3%）の減少となっています。重大災害における休業四日以上死傷者数は494人から395人に99人（20.0%）、死亡者数は

表一 5 重大災害発生状況（平成26年及び平成27年）

速報値（平成28年1月7日現在）

業種	平成27年（1月～12月）			平成26年（1月～12月）			増減数		
	件数（件）	死傷者数（人）	死亡者数（人）	件数（件）	死傷者数（人）	死亡者数（人）	件数（件）	死傷者数（人）	死亡者数（人）
全産業	250	1,166	34	254	1,343	53	-4	-177	-19
建設業	102	395	19	115	494	31	-13	-99	-12

(注) 1. 重大災害報告より作成したもの。
2. 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は罹病した災害事故について作成。
3. 「-」は減少を示す。
4. 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。

表一 6 業種・事故の型別重大災害発生状況（平成26年及び平成27年）

速報値（平成28年1月7日現在）

業種	爆発	破裂	土砂災害	落盤	雪崩	倒壊	墜落	クレーン等	交通事故	火災・高熱物	中毒・薬傷	電気	海難	その他	合計
全産業（27年）	8	2	1	0	2	11	11	1	122	15	44	1	0	32	250
全産業（26年）	8	0	0	0	0	12	7	3	128	12	44	2	1	37	254
建設業（27年）	3	0	1	0	1	7	9	1	59	3	10	1	0	7	102
建設業（26年）	0	0	0	0	0	10	3	2	71	5	14	1	0	9	115

(注) 1. 重大災害報告より作成したもの。
2. 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は罹病した災害事故について作成。
3. 「-」は減少を示す。
4. 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。

31人から19人に12人（38.7%）減少しています（表—5）。

建設業における重大災害を事故の型別にみると、交通事故によるものが59件で前年同期と比べると12件（16.9%）減少しています。次に多いのが中毒・薬傷で14件から10件に4件（28.6%）減少しています。一方、墜落は3件から9件に6件（200%）増加しています（表—6）。

3. 建設業における労働災害防止のための厚生労働省の取組み

建設業における労働災害は長期的には減少していますが、死亡災害では全業種を通じ最も多く、休業四日以上死傷災害は第三次産業、製造業に次いで三番目に多くなっています。

平成27年7月には、足場からの墜落防止対策の充実強化を図るための改正労働安全衛生規則が施行され、高さ2m以上に設けられる作業床の床材と建地との隙間を12cm未満とすること、足場の組立て等の作業に係る業務を特別教育の対象とする等の規制が新たに設けられました。

また、平成26年10月に改正された建設業法令遵守ガイドラインにおいて、労働災害防止対策に要する経費は「通常認められる原価」に含まれること、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者の明確化の手順等が示されたことを受け、国土交通省と連名でリーフレットを作成し、発注者、

建設業者、関係機関に送付し、周知を図ったところ です。

このほか、平成27年6月には「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」を策定し、死亡災害等重篤な災害につながりやすい土砂崩壊災害の防止に努めています。

本年1月には、昨年取り組んだ「STOP！転倒プロジェクト2015」を発展させ、期限を設けず継続実施することとしました。

これらの取組みに加え、元方事業者による関係請負人の労働者を含む統括安全衛生管理の徹底、足場の設置が困難な屋根上等高所作業での墜落防止措置やハーネス型安全帯の普及促進を図る等の取組みにより、建設業における労働災害防止対策を推進してまいります。

4. 最後に

これまでご説明したとおり、平成27年の労働災害は前年を下回って推移しておりますが、これは建設関係業界の皆様、発注者の皆様、関係機関の労働災害防止に対する真摯な取組みが成果となって現れたものと理解しています。この場を借りまして、労働災害防止に関する皆様のご理解とご努力に敬意を表し、平成28年も今まで以上の取組みをいただきますよう、お願い申し上げます。